

年管管発 0329 第 1 号
平成 28 年 3 月 29 日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
様式の改正等について

平成 28 年 3 月 29 日付け年管発 0329 第 1 号をもって、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」が、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い診断書（腎疾患・肝疾患、糖尿病の障害用）様式第 120 号の 6－(2)を別紙のとおり改正し、平成 28 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。

現況届用診断書については、今回の診断書（腎疾患・肝疾患、糖尿病の障害用）の改正を踏まえ、今回の診断書の改正と同内容の変更を行われたい。

なお、平成 28 年 6 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することが可能である。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。

おって、別添の周知用リーフレットについて年金事務所等の窓口に設置する等、代謝疾患（糖尿病）による障害の認定基準に係る改正の周知についてよくお取り計らい願いたい。

(別紙)

◎ 診断書（腎疾患・肝疾患 糖尿病の障害用）〔様式第 1 2 0 号の 6－（2）〕 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前																																					
(表面) ①～⑫ (略) (裏面) ⑬ (略) ⑭ 糖尿病 (平成 年 月 日現症) (腎合併症を認める例では、腎疾患 ⑫) の欄に必要事項を記入してください。) 1 病 型 (いずれかの病型に○を付けてください。) (1)～(3) (略)			(表面) ①～⑫ (略) (裏面) ⑬ (略) ⑭ 糖尿病 (平成 年 月 日現症) (腎合併症を認める例では、腎疾患 ⑫) の欄に必要事項を記入してください。) 1 病 型 (いずれかの病型に○を付けてください。) (1)～(3) (略)																																					
2 検査成績 (記入上の注意を参照) <table><tr><th> 検査項目 </th><th>検査日</th><th>・ ・ ・</th><th>・ ・ ・</th><th>・ ・ ・</th></tr><tr><td>HbA1c(NGSP) (%)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空腹時又は食後血糖値 (mg/dL)</td><td>空腹・食後 時間</td><td>空腹・食後 時間</td><td>空腹・食後 時間</td><td></td></tr><tr><td>各検査日より前に 90 日以上継続して 必要なインスリン治療を実施している</td><td>(○・×)</td><td>(○・×)</td><td>(○・×)</td><td>(○・×)</td></tr></table>			検査項目	検査日	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	HbA1c(NGSP) (%)					空腹時又は食後血糖値 (mg/dL)	空腹・食後 時間	空腹・食後 時間	空腹・食後 時間		各検査日より前に 90 日以上継続して 必要なインスリン治療を実施している	(○・×)	(○・×)	(○・×)	(○・×)	2 ヘモグロビン A 1 c 及び空腹時血糖値の推移 (記入上の注意を参照) <table><tr><th> 検査項目 </th><th>検査日</th><th>施設基準値</th><th>・ ・ ・</th><th>・ ・ ・</th></tr><tr><td>HbA1c (%)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空腹時血糖値 (mg/dL)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			検査項目	検査日	施設基準値	・ ・ ・	・ ・ ・	HbA1c (%)					空腹時血糖値 (mg/dL)				
検査項目	検査日	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・																																				
HbA1c(NGSP) (%)																																								
空腹時又は食後血糖値 (mg/dL)	空腹・食後 時間	空腹・食後 時間	空腹・食後 時間																																					
各検査日より前に 90 日以上継続して 必要なインスリン治療を実施している	(○・×)	(○・×)	(○・×)	(○・×)																																				
検査項目	検査日	施設基準値	・ ・ ・	・ ・ ・																																				
HbA1c (%)																																								
空腹時血糖値 (mg/dL)																																								

空腹時又は随時血清Cペプチド値 (ng/mL) 空腹・随時 (検査日 . . .) 3 治療状況 (1) インスリンによる (薬剤名) 単位/日, 回/日, 単位/kg(体重) (2) インスリン以外の治療による (具体的な治療) 4 血糖コントロールの困難な状況 (1) 意識障害により自己回復ができない重症低血糖 無・有 (回/年) (2) 糖尿病ケトアシドーシスによる入院 無・有 (入院 回/年) (3) 高血糖高浸透圧症候群による入院 無・有 (入院 回/年) 所見 5 合併症 症状・所見等 (1) 眼の障害 無・有 () (2) 神経系統の障害 無・有 () (3) 肢体の障害 無・有 () ⑮～⑱ (略)	3 治療状況 (1) 食事療法のみ (2) 経口糖尿病薬による (3) インスリンによる (単位/日 回/日) 4 合併症 (1) 眼合併症 (平成 年 月 日) 裸眼 矯正 ア 視力 (右) (左) イ 眼底所見 (2) 神経障害 (症状・検査所見) 5 その他の所見 ⑮～⑱ (略)
--	--

記入上の注意 1～3 (略) 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。 (1) (略) (2) ⑫及び⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績は、過去6か月間における2回以上の検査成績をそれぞれ記入してください。なお、人工透析療法を実施している人の腎機能検査成績は、当該療法の導入後であって、毎回の透析実施前の検査成績を記入して下さい。 (3)～(7) (略) (8) ⑭の欄の「2 検査成績」の「HbA1c」及び「空腹時又は食後血糖値」は、過去6か月間における2回以上の検査成績をそれぞれ記入してください。また、「空腹時又は随時血清Cペプチド値」は、原則として過去1年間以内における検査成績を記入してください。 (9) ⑭の欄の「2 検査成績」の「各検査日より前に90日以上継続して必要なインスリン治療を実施している」については、○又は×のいずれかに○を付してください。 (10) ⑭の欄の「4 血糖コントロールの困難な状況」の(1)～(3)については、過去1年間の回数を記入してください。 (11) ⑭の欄の「5 合併症」については、過去3か月間において病状を最もよく表している所見を記入してください。	記入上の注意 1～3 (略) 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。 (1) (略) (2) ⑫及び⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績及び⑭の欄の「2 ヘモグロビンA1c及び空腹時血糖値の推移」の検査成績は、過去6か月間における2回以上の検査成績をそれぞれ記入してください。なお、人工透析療法を実施している人の腎機能検査成績は、当該療法の導入後であって、毎回の透析実施前の検査成績を記入して下さい。 (3)～(7) (略) (8) ⑭の欄の「4 合併症」については、過去3か月間において病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。
---	---

平成28年6月1日から 「代謝疾患（糖尿病）による障害」 の認定基準を一部改正します

＜改正後の対象者＞

糖尿病の障害認定は、治療を行ってもなお、
血糖コントロールが困難な症状の方が対象となります。

具体的には、以下の条件を満たす方が対象です。

1. 90日以上インスリン治療を行っている方
2. Cペプチド値※、重症低血糖、糖尿病ケトアシドーシス、
高血糖高浸透圧症候群のいずれかが一定の程度の方

※Cペプチド値は、インスリンが、^{すいぞう}膵臓からどの程度分泌されているかを把握するものです。

3. 日常生活の制限が一定の程度の方

○なお、糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など）については、
対象疾患ごとの基準（腎疾患や眼の障害など）によって認定されます。

不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください

<改正のポイント>

糖尿病については、以下のものを血糖コントロールが困難なものとして、障害等級の3級と認定※¹します。

1. 検査日より前に、90日以上継続して必要なインスリン治療を行っていること

2. 次のいずれかに該当すること

- (1) 内因性のインスリン分泌※²が枯渇している状態で、空腹時または随時の血清Cペプチド値が0.3ng/mL未満を示すもの
- (2) 意識障害により自己回復ができない重症低血糖の所見が平均して月1回以上あるもの
- (3) インスリン治療中に糖尿病ケトアシドーシスまたは高血糖高浸透圧症候群による入院が年1回以上あるもの

3. 一般状態区分表※³のイまたはウに該当すること

一般状態区分表（抄）

区分	一 般 状 態
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの　例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの

※¹ 症状、検査成績と具体的な日常生活状況などによっては、さらに上位等級に認定されます。
なお、障害等級は、障害厚生年金では1～3級、障害基礎年金では1～2級があります。

※² 内因性のインスリン分泌は、自分自身の^{すいぞう}膵臓から分泌されるインスリンのことです。

※³ 一般状態区分表は、日常生活の制限の程度をア～オの5段階で示した指標です。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続き窓口）でご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

全国の窓口 日本年金機構

検索

- ◆ 日本年金機構ホームページでは、年金のしくみや手続きについて、また、年金についてのQ&Aなどもご覧いただけます。
- ◆ 『ねんきんネット』では、インターネットを利用して、ご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。